

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年3月27日

水曜日

号外

目次

人事委員会規則

○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
○公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	5
○級別職務に関する規則の一部を改正する規則	
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	8
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	9

規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第600号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8週間後」を「16週間後」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「4時間の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「又は4時間」を「又は」に、「（4時間）」を「（前項の時間）」に、「のうち4時間」を「のうち同項の時間」に、「当該4時間」を「当該同項の時間」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第5条の人事委員会規則で定める時間は、3時間30分から4時間15分までの範囲内の時間とする。

第6条第1項中「条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第7条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改め、同条第3項中「同項に規定する勤務」を「時間外勤務」に改める。

第6条の2を第6条の2の2とし、第6条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第6条の2 任命権者は、職員（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員（人事委員会が定める職員を除く。）を除く。以下この条において同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあつては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について 100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について 720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処その他の重要な業務であつて特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第7条第1項中「8週間後」を「16週間後」に改める。

第8条中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

第9条第1項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第13条第1項中「9月30日まで」の次に「（任命権者が特に必要があると認める職員にあつては6月1日から9月30日まで）」を加える。

第23条の表中

第2条、第3条第2項、第3項及び第4項、第4条第1項及び第2項、第5条第2項及び第4項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第2項、第4項、第5項及び第6項、第6条の4、第6条の5第3項、第6条の7、第6条の8第3項並びに第7条第2項	任命権者	市町村教育委員会
--	------	----------

を

第2条、第3条第3項から第5項まで、第4条第1項及び第2項、第5条第2項及び第4項、第6条第1項及び第2項、第6条の2第1項から第3項まで、第6条の2の2第2項、第4項、第5項及び第6項、第6条の4、第6条の5第3項、第6条の7、第6条の8第3項並びに第7条第2項	任命権者	市町村教育委員会
--	------	----------

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の県職員及び県費負

担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第6条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。））」とする。

（人委・職員課）

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第601号

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する規則（平成14年富山県人事委員会規則第183号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「学校法人金沢医科大学」を「学校法人金沢医科大学 公益社団法人富山県看護協会」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（人委・職員課）

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久 保 精 一 郎

富山県人事委員会規則第602号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

本 序	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長	室長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除外。）	次長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除外。）	局長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除外。）	総合政策 局長 経営管理 部長
							課長	班長	検査室次 長 参事	企画調整 室長 観光振興 室長	

を

本 序	共通			係長 主査	係長 主査	室長補佐 課長補佐	総合交通 政策室次 長	室長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除外。）	次長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除外。）	局長（他 の職務の 級の欄に 掲げる職 を除外。）	総合政策 局長 経営管理 部長
							課長	班長	危機管理 監代理 検査室次 長 参事	企画調整 室長 地域振興・ 中山間対 策室長	

に、

産業技術研究開発センタ ー							総務課長				
------------------	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--

を

産業技術研究開発センタ ー							総務課長				
総合デザインセンター							副所長				

に改め、同表備考第 3 項を削り、同表備考第 4 項を同表備考第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 4 高志の国文学館副館長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を 6 級とすることができる。

同表備考第 5 項中「検査室次長」を「危機管理監代理、検査室次長」に改め、同

表備考中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同表備考第8項中「富山土木センター」を「総合衛生学院の科長、富山土木センター」に改め、同項を同表備考第9項とし、同表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 参事（ただし、市町村又は公益的法人等に派遣され、困難かつ重要な職に就く場合に限る。）については、人事委員会が認める場合にあっては、職務の級を8級とすることができる。

別表第5中

「	共通					理事	」
を							
「	共通					理事 参事	」

に改める。

別表第8中

「	出先機関	共通	准看護師	保健師 助産師 看護師	係長 主任専門員 主任 看護師長 上席主任	係長 上席専門員 主任 看護師長 上席主任	副主幹 看護師長 (特に困難な業務を処理するものに限る。)	主幹		」
---	------	----	------	-------------------	-----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	----	--	---

を

「	出先機関	共通	准看護師	保健師 助産師 看護師	係長 副係長 主任専門員 主任 看護師長 上席主任	係長 副係長 上席専門員 主任 看護師長 上席主任	副主幹 看護師長 (特に困難な業務を処理するものに限る。)	主幹		」
---	------	----	------	-------------------	--	--	-------------------------------------	----	--	---

に改め、同表備考中「係長」の次に「副係長」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第603号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第261号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中

	総合政策局長、危機管理監、教育・スポーツ政策監、観光・交通・地域振興局長及び本庁の部長	
--	---	--

を

	総合政策局長、危機管理監、教育・スポーツ政策監、観光・交通振興局長及び本庁の部長	
--	--	--

に、

	総合政策局の次長、観光・交通・地域振興局次長及び本庁の部の次長	
--	---------------------------------	--

を

	総合政策局の次長、観光・交通振興局次長及び本庁の部の次長	
--	------------------------------	--

に、

	企画調整室長	
--	--------	--

を

「 | 企画調整室長 | |
| 地域振興・中山間対策室長 | |」

に、

「 | 生活工学研究所長及び機械電子研究所長 | |
| 総合デザインセンター副所長 | |」

を

「 | 生活工学研究所長及び機械電子研究所長 | |」

に、

「 | 工学研究所副所長 | |」

を

「 | 工学研究所副所長 | |
| 総合デザインセンター副所長 | |」

に改め、同表備考第4項中「環境科学センターの次長、高志の国文学館事務局長」を「環境科学センターの所長及び次長、高志の国文学館の副館長及び事務局長」に改め、同表備考中第9項を第10項に改め、第5項から第8項までを1項ずつ繰り下げ、同表の備考第4項の次に次の1項を加える。

- 5 知事部局の項中危機管理監代理については、人事委員会が認める場合にあっては、区分を6種とすることができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(人委・職員課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成31年3月27日

富山県人事委員会

委員長 久保 精一郎

富山県人事委員会規則第604号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「農林水産総合技術センター	所長、次長、部長、副所長、総務課長、企画情報課長、栽培・深層水課長、統括研究員及び立山丸の船長	を
「農林水産総合技術センター	所長、次長、部長、副所長、総務課長、企画情報課長、海洋資源課長、栽培・深層水課長、統括研究員及び立山丸の船長	に

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(人委・職員課)